

定期監査結果報告書

平成 2 9 監査年度 第 1 回

(平成 29 年 10 月 ~ 平成 30 年 2 月執行分)

監査対象機関

知事部局所管の現地機関	5 4 機関
・ 政策部 現地機関	2 機関
・ 総務部 現地機関	1 機関
・ 地域交流部 現地機関	5 機関
・ 県民環境部 現地機関	2 機関
・ 健康福祉部 現地機関	1 3 機関
・ 産業労働部 現地機関	5 機関
・ 農林水産部 現地機関	1 9 機関
・ 県土整備部 現地機関	7 機関
教育委員会所管の教育機関等	5 1 機関
公安委員会所管の警察署	1 0 機関
合 計	1 1 5 機関

佐 賀 県 監 査 委 員

監 査 第 173 号
平成 30 年 5 月 31 日

佐賀県議会議長	石 倉 秀 郷	様
佐賀県知事	山 口 祥 義	様
佐賀県教育委員会教育長	白 水 敏 光	様
佐賀県公安委員会委員長	溝 上 泰 弘	様

佐賀県監査委員	池 田 巧
同	森 田 信 彦
同	三 竿 博 史
同	石 井 秀 夫

定期監査（平成29監査年度 第1回）の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を別添のとおり提出します。

目 次

第1章	監査の概要	1
1	監査実施期間	1
2	監査対象機関	1
3	監査の着眼点	1
第2章	監査の結果	3
1	監査の結果の概要	3
2	重要な指摘事項	3
3	その他指摘事項・検討を要する事項	3
4	監査対象機関ごとの監査結果	6
	知事部局所管の現地機関	6
	・政策部 現地機関	6
	・総務部 現地機関	7
	・地域交流部 現地機関	8
	・県民環境部 現地機関	10
	・健康福祉部 現地機関	11
	・産業労働部 現地機関	14
	・農林水産部 現地機関	16
	・県土整備部 現地機関	21
	教育委員会所管の教育機関等	23
	公安委員会所管の警察署	34
	用語の解説	36

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査実施期間

平成29年10月～平成30年2月執行分

2 監査対象機関

知事部局所管の現地機関	54機関
・ 政策部 現地機関	2機関
・ 総務部 現地機関	1機関
・ 地域交流部 現地機関	5機関
・ 県民環境部 現地機関	2機関
・ 健康福祉部 現地機関	13機関
・ 産業労働部 現地機関	5機関
・ 農林水産部 現地機関	19機関
・ 県土整備部 現地機関	7機関
教育委員会所管の教育機関等	51機関
公安委員会所管の警察署	10機関

(所管は平成30年4月1日時点)

3 監査の着眼点

平成29年度の予算執行を中心に、次の事項について重点的に監査を実施した。

- (1) 計数は正確であるか
- (2) 事務事業は予算議決の趣旨に沿って、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているか
 - 目的に即応し、かつ計画的に運営管理されているか
 - 予算の執行時期及び財源確保は適正か
- (3) 経理事務は関係法令等に従い適正に処理されているか
 - 調定漏れ、調定金額の誤りはないか
 - 契約書の内容は適正か
 - 工事の執行管理は適正か
 - 補助金等の申請時の審査、実績報告時の確認は適正か
 - 歳入歳出外現金（保証金等）の管理は適正か

- (4) 財産の管理・運用及び取得・処分は適切に行われているか
財産等の管理、処分の手続き等は適正か
債権及び基金の管理、運用は適正か

用語の解説については、36 ページから 44 ページを参照

第2 監査の結果

1 監査の結果の概要

監査の結果、各機関における予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、総括的には、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において、次に述べるように、指摘事項が認められたので、該当機関に対し、是正又は改善を要する旨の通知を行った。

このほか、軽易な事項については、監査の折りに現地で指導した。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。

区分別指摘事項及び検討を要する事項の件数

(単位：件)

区分	予算	給与・ 旅費	収入	支出	契約	工事の 執行	補助金	財産	その他	計
重要な 指摘事項										
その他 指摘事項			23	10	17	7		22	2	81
検討を要 する事項										
合計			23	10	17	7		22	2	81

2 重要な指摘事項

指摘事項のうち、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等を重要な指摘事項としているが、該当するものはなかった。

3 その他指摘事項・検討を要する事項

(1) 予算関係 (0件)

(2) 給与、旅費関係 (0件)

(3) 収入関係 (23件)

調定金額で誤っているもの

調定で遅延しているもの

収入の年度区分に誤りがあるもの

領収証書の発行事務で適正でないもの

現金の収納及び保管が適正でないもの

収入未済があるもの

募金の委任出納員への引継ぎで適正でないもの

授業料の減免に係る手続きで適正でないもの

- (4) 支出関係 (10件)
電気料の支払いで遅延しているもの
検査完了後の支出で遅延しているもの
資金前渡の支出手続きで適正でないもの
債権者を誤って支出しているもの
重複して支出しているもの
立替払により支出しているもの
- (5) 契約関係 (17件)
契約保証期間が適正でないもの
契約書に収入印紙が貼付されていないもの
工事完成後に電子成果品の提出を受けていないもの
契約書等に定める必要書類の提出を受けていないもの
警備業務に必要な書類の提出を契約書等に定めていないもの
仕様書で求めている業務記録簿への押印がないもの
障害者支援施設との契約で公表していないもの、また支出負担行為何が必要な支出を負担行為兼支出命令書で処理しているもの
委託業務で契約期間の変更を行っていないもの
委託契約で事前承認がなされていないもの、また随意契約に該当しないもの
フロンガス回収業務委託で回収依頼書を交付していないもの、また提出された引取証明書の記載内容が不十分なもの
主任技術者と請負業者の雇用関係を証明する書類の提出を受けていないもの、また特記仕様書による明示を行っていなかったために必要書類が提出されていないもの
主任技術者の資格を証明する書類の提出を受けていないもの
- (6) 工事の執行関係 (7件)
事前調査が十分でないもの
段階確認検査に伴う監督員の確認を受けた書面がないもの
工事の安全管理で適正でないもの
- (7) 補助金関係 (0件)
- (8) 財産関係 (22件)
物品の処分の事務手続きで適正でないもの
自動火災報知設備の改修が遅延しているもの
需用品等出納・供用簿に記載していないもの
備品札を貼付していないものや財産台帳に価格の記載をしていないもの
遡及して行政財産使用許可を行っているもの
道路の占用許可が適正でないもの
教育財産の使用許可を行っていないもの
物品を亡失しているもの
財産や物品に損害を与えているもの

(9) その他 (2件)

契約保証金の還付で領収証書の原本の提出を受けていないもの
入札保証金の契約保証金への公金振替で遅延しているもの

(注) 指摘事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

4 監査対象機関ごとの監査結果

知事部局所管の現地機関

・政策部 現地機関

監査対象機関名	首都圏事務所
監査執行年月日	平成30年 2月14日・平成30年 2月15日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	消防学校
監査執行年月日	平成30年 2月22日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・総務部 現地機関

監査対象機関名	自治修習所
監査執行年月日	平成30年 2月26日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・地域交流部 現地機関

監査対象機関名	佐賀空港事務所
監査執行年月日	平成30年 1月11日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	博物館・美術館
監査執行年月日	平成30年 1月23日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	九州陶磁文化館
監査執行年月日	平成29年12月 5日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 警備業務に必要な書類の提出を契約書等に定めていないものがあった。

監査対象機関名	名護屋城博物館
監査執行年月日	平成29年12月 8日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 契約書で収入印紙を貼付していないものがあった。 仕様書において提出することとされている書類を提出させていないものがあった。 契約保証金の還付で領収証書の原本の提出を受けていないものがあった。

監査対象機関名	佐賀城本丸歴史館
監査執行年月日	平成30年 1月26日
監査執行者	監査委員 池田 巧 石井 秀夫
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>領収証書で領収者氏名欄に領収者の記名押印をしていないものがあった。</p> <p>募金を委任出納員へ引き継ぐ際に、現金領収日付印を受けていないものがあった。</p>

・県民環境部 現地機関

監査対象機関名	図書館
監査執行年月日	平成30年 1月23日
監査執行者	監査委員 森田 信彦 石井 秀夫
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>データベースシステム運用・保守業務の仕様書で運用・保守時には必要のないことを記載していたもの、また仕様書において提出することとされている書類を提出させていないものがあった。</p>

監査対象機関名	環境センター
監査執行年月日	平成29年12月22日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>債権者を誤って支出しているものがあった。</p> <p>物品で需用品等出納・供用簿に記載していないものがあった。</p>

・健康福祉部 現地機関

監査対象機関名	佐賀中部保健福祉事務所
監査執行年月日	平成29年12月14日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 収入未済があった。(母子父子寡婦福祉資金貸付金)

監査対象機関名	鳥栖保健福祉事務所
監査執行年月日	平成30年 1月23日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 収入未済があった。(母子父子寡婦福祉資金貸付金)

監査対象機関名	唐津保健福祉事務所
監査執行年月日	平成29年12月13日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 収入未済があった。(母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活保護費返還金)

監査対象機関名	伊万里保健福祉事務所
監査執行年月日	平成30年 1月30日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 収入未済があった。(母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活保護費返還金)

監査対象機関名	杵藤保健福祉事務所
監査執行年月日	平成29年12月18日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入の年度区分が誤っているものがあった。</p> <p>(改善を指示した所属：杵藤保健福祉事務所及び子ども家庭課)</p> <p>収入未済があった。(母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活保護費返還金)</p>

監査対象機関名	総合福祉センター
監査執行年月日	平成30年 1月17日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(児童福祉費負担金)</p> <p>委託料で検査完了後の支出が遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	衛生薬業センター
監査執行年月日	平成29年12月14日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	療育支援センター
監査執行年月日	平成30年 1月26日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>障害者支援施設との契約で公表していないもの、また支出負担行為が必要支出を支出負担行為兼支出命令書で処理しているものがあった。</p>

監査対象機関名	九千部学園
監査執行年月日	平成29年12月6日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 現金の収納及び保管が適正でないものがあった。 収入未済があった。(社会福祉使用料)

監査対象機関名	虹の松原学園
監査執行年月日	平成30年1月25日
監査執行者	監査委員 森田 信彦 石井 秀夫
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 給食費の収納で領収証書に誤った金額を記入しているものがあった。

監査対象機関名	総合看護学院
監査執行年月日	平成30年2月19日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	精神保健福祉センター
監査執行年月日	平成30年2月9日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	食肉衛生検査所
監査執行年月日	平成29年12月6日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 資金前渡職員の請求がないまま支出しているものがあった。

・産業労働部 現地機関

監査対象機関名	関西・中京事務所
監査執行年月日	平成30年 2月14日・平成30年 2月15日
監査執行者	監査委員 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	有田窯業大学校
監査執行年月日	平成30年 2月20日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	窯業技術センター
監査執行年月日	平成30年 2月26日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 収入未済があった。(特許権等運用収入)

監査対象機関名	工業技術センター
監査執行年月日	平成30年 2月20日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	産業技術学院
監査執行年月日	平成30年 2月20日
監査執行者	監査委員 森田 信彦 石井 秀夫
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>授業料の減免に係る手続きで、取扱要領で定める「市町村長の所得証明書」ではなく、「給与所得の源泉徴収票」で審査しているものがあった。</p> <p>備品で備品札を貼付していないものがあった。</p>

・農林水産部 現地機関

監査対象機関名	佐賀中部農林事務所
監査執行年月日	平成30年 2月13日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 工事の安全管理で適正でないものがあった。

監査対象機関名	東部農林事務所
監査執行年月日	平成30年 2月23日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 工事の安全管理で適正でないものがあった。

監査対象機関名	唐津農林事務所
監査執行年月日	平成30年 2月19日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 工事の契約保証期間が適正でないものがあった。 段階確認検査に伴う監督員の確認を受けた書面がないものがあった。 委託業務契約で契約期間の変更を行っていないものがあった。

監査対象機関名	伊万里農林事務所
監査執行年月日	平成30年 2月 2日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	杵藤農林事務所
監査執行年月日	平成30年 2月22日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	農業技術防除センター
監査執行年月日	平成30年 1月29日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	上場営農センター
監査執行年月日	平成30年 1月16日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	農業試験研究センター
監査執行年月日	平成30年 2月22日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 電気料の支払いで遅延しているものがあった。 備品に備品札を貼付していないもの、また財産台帳(土地・建物・工作物)に価格の記載をしていないものがあった。

監査対象機関名	農業大学校
監査執行年月日	平成30年 1月29日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	果樹試験場
監査執行年月日	平成30年 2月20日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	茶業試験場
監査執行年月日	平成30年 2月15日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	畜産試験場
監査執行年月日	平成30年 2月26日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	中部家畜保健衛生所
監査執行年月日	平成30年 1月12日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	北部家畜保健衛生所
監査執行年月日	平成30年 2月20日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	西部家畜保健衛生所
監査執行年月日	平成30年 2月19日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	玄海水産振興センター
監査執行年月日	平成30年 2月20日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	有明水産振興センター
監査執行年月日	平成30年 2月16日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>領収証書で委任出納員の氏名を記載しておらず公印を押印していないもの、また領収証書発行番号整理簿が作成されていないものがあった。</p> <p>食糧費等で立替払により支出しているものがあった。</p> <p>入札保証金の契約保証金への公金振替で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	高等水産講習所
監査執行年月日	平成30年 2月20日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	林業試験場
監査執行年月日	平成30年 2月26日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 物品（起重機）に損害を与えているものがあった。

・県土整備部 現地機関

監査対象機関名	佐賀土木事務所
監査執行年月日	平成30年 1月17日・平成30年 1月18日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>調定で遅延しているものがあった。</p> <p>食糧費で立替払により支出しているものがあった。</p> <p>県保管分の契約書で契約者(所属長)の押印がないものがあった。</p> <p>委託契約で事前承認がなされていないもの、また、随意契約に該当しないものがあった。</p> <p>物品の処分の事務手続きで適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	東部土木事務所
監査執行年月日	平成30年 2月27日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>普通財産の土地貸付及び行政財産の使用許可に係る調定で遅延しているものがあった。</p> <p>工事で事前調査が十分でないものがあった。</p> <p>段階確認検査に伴う監督員の確認を受けた書面がないものがあった。</p> <p>財産(車庫)に損害を与えているものがあった。</p>

監査対象機関名	唐津土木事務所
監査執行年月日	平成30年 1月11日・平成30年 1月12日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(港湾使用料ほか)</p> <p>工事完成後の電子成果品で提出されていないものがあった。</p> <p>段階確認検査に伴う監督員の確認を受けた書面がないものがあった。</p>

監査対象機関名	伊万里土木事務所
監査執行年月日	平成30年 2月22日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(弁償金ほか)</p> <p>段階確認検査に伴う監督員の確認を受けた書面がないものがあった。</p> <p>港湾施設用地の使用許可(新規分)で遡及して使用許可を行っているものがあった。</p>

監査対象機関名	杵藤土木事務所
監査執行年月日	平成30年 1月15日・平成30年 1月16日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	ダム管理事務所
監査執行年月日	平成30年 2月 5日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	有明海沿岸道路整備事務所
監査執行年月日	平成30年 2月 1日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>道路の占用許可で適正でないものがあった。</p>

・教育委員会所管の教育機関等

監査対象機関名	東部教育事務所
監査執行年月日	平成29年12月11日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	西部教育事務所
監査執行年月日	平成29年12月11日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	教育センター
監査執行年月日	平成29年12月 4日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	致遠館中学校
監査執行年月日	平成29年11月24日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津東中学校
監査執行年月日	平成29年10月18日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	香楠中学校
監査執行年月日	平成29年11月22日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	武雄青陵中学校
監査執行年月日	平成29年11月29日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀東高等学校
監査執行年月日	平成29年11月30日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀西高等学校
監査執行年月日	平成29年10月 3日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀北高等学校
監査執行年月日	平成29年11月22日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 自動火災報知設備の改修で遅延しているものがあつた。

監査対象機関名	致遠館高等学校
監査執行年月日	平成29年11月24日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津東高等学校
監査執行年月日	平成29年10月18日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津西高等学校
監査執行年月日	平成29年10月16日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	巖木高等学校
監査執行年月日	平成29年10月11日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 業務委託契約で特記仕様書に定める報告書の提出を受けていないものがあつた。

監査対象機関名	鳥栖高等学校
監査執行年月日	平成29年11月22日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里高等学校
監査執行年月日	平成29年10月17日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	武雄高等学校
監査執行年月日	平成29年11月29日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鹿島高等学校
監査執行年月日	平成29年12月19日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 物品(パソコン)に損害を与えているものがあつた。

監査対象機関名	小城高等学校
監査執行年月日	平成29年10月 4日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 物品で亡失しているものがあつた。 物品(パソコン)に損害を与えているものがあつた。

監査対象機関名	神崎高等学校
監査執行年月日	平成29年10月 6日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 県立学校授業料に係る調定で遅延しているものがあつた。

監査対象機関名	三養基高等学校
監査執行年月日	平成29年12月15日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 物品（パソコン）に損害を与えているものがあつた。

監査対象機関名	白石高等学校
監査執行年月日	平成29年12月 8日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 物品（パソコン）に損害を与えているものがあつた。

監査対象機関名	太良高等学校
監査執行年月日	平成29年10月19日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 現金の委任出納員への引継ぎの際、領収日付印を押印していないものがあつた。 教育財産で使用許可を行っていないものがあつた。

監査対象機関名	高志館高等学校
監査執行年月日	平成29年10月23日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 教育財産使用料の調定金額で誤っているものがあつた。 物品（パソコン）に損害を与えているものがあつた。

監査対象機関名	唐津南高等学校
監査執行年月日	平成29年11月 2日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 フロンガス回収業務委託で回収依頼書を交付しておらず、また提出された引取証明書も記載内容が不十分なものがあつた。

監査対象機関名	伊万里農林高等学校
監査執行年月日	平成29年12月20日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀農業高等学校
監査執行年月日	平成29年12月13日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀工業高等学校
監査執行年月日	平成29年10月23日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 現金の委任出納員への引継ぎの際、領収日付印を押印していないものがあつた。 委託業務の請書で収入印紙を貼付していないものがあつた。 仕様書において提出することとされている書類を提出させていないもの、また業務記録簿への押印がないものがあつた。

監査対象機関名	唐津工業高等学校
監査執行年月日	平成29年12月20日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鳥栖工業高等学校
監査執行年月日	平成29年10月27日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	塩田工業高等学校
監査執行年月日	平成29年12月13日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	有田工業高等学校
監査執行年月日	平成29年10月30日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 物品(パソコン)に損害を与えているものがあった。

監査対象機関名	佐賀商業高等学校
監査執行年月日	平成29年10月27日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 物品(パソコン)に損害を与えているものがあった。

監査対象機関名	唐津商業高等学校
監査執行年月日	平成29年12月11日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鳥栖商業高等学校
監査執行年月日	平成29年10月25日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 物品(パソコン)に損害を与えているものがあった。

監査対象機関名	伊万里商業高等学校
監査執行年月日	平成29年12月20日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	杵島商業高等学校
監査執行年月日	平成29年10月24日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鹿島実業高等学校
監査執行年月日	平成29年10月24日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 電気料の支払いで遅延しているものがあった。 需用費の支払いで重複して支出しているものがあった。

監査対象機関名	牛津高等学校
監査執行年月日	平成29年12月8日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	多久高等学校
監査執行年月日	平成29年10月13日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 受講料で立替払により支出しているものがあった。 物品(パソコン)に損害を与えているものがあった。

監査対象機関名	嬉野高等学校
監査執行年月日	平成29年10月30日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	神埼清明高等学校
監査執行年月日	平成29年11月17日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津青翔高等学校
監査執行年月日	平成29年11月29日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	盲学校
監査執行年月日	平成29年12月5日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	ろう学校
監査執行年月日	平成29年10月31日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 主任技術者と請負業者の雇用関係を証明する書類の提出を受けていないもの、また特記仕様書による明示を行っていないため再生資源利用促進実施書が提出されていないものがあった。

監査対象機関名	金立特別支援学校
監査執行年月日	平成29年12月15日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 主任技術者の資格を証明する書類の提出を受けていないものがあった。 物品(パソコン)に損害を与えているものがあった。

監査対象機関名	大和特別支援学校
監査執行年月日	平成29年11月13日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津特別支援学校
監査執行年月日	平成29年12月20日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里特別支援学校
監査執行年月日	平成29年11月15日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	うれしの特別支援学校
監査執行年月日	平成29年12月18日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	中原特別支援学校
監査執行年月日	平成29年12月15日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 物品(パソコン)に損害を与えているものがあった。

・公安委員会所管の警察署

監査対象機関名	佐賀南警察署
監査執行年月日	平成29年11月30日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀北警察署
監査執行年月日	平成29年11月24日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	神埼警察署
監査執行年月日	平成29年11月27日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鳥栖警察署
監査執行年月日	平成29年11月22日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	小城警察署
監査執行年月日	平成29年11月 2日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 委託料で検査完了後の支出が遅延しているものがあった。

監査対象機関名	唐津警察署
監査執行年月日	平成29年12月22日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里警察署
監査執行年月日	平成29年11月10日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	武雄警察署
監査執行年月日	平成29年12月 8日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	白石警察署
監査執行年月日	平成29年11月22日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鹿島警察署
監査執行年月日	平成29年12月19日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 産業廃棄物の収集運搬及び処分の委託で、契約書に定める変更後の許可証の写しが提出されていないものがあった。

用語の解説

用 語	説 明
<p>定 期 監 査</p>	<p>地方自治法 第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。</p> <p>2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあっては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあっては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 監査委員は、毎会計年度少くとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。</p>
<p>監査結果の報告</p>	<p>地方自治法 第 199 条 9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。</p>
<p>調 定</p>	<p>調定とは、地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、地方公共団体の長が、その歳入の内容を調査して、収入金額を決定する行為をいいます。</p> <p>地方自治法 第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。</p> <p>佐賀県財務規則 第 42 条 収支等命令者は、諸収入金を収入しようとするときは、次に掲げるところにより区分し、調定（受入）決議書により徴収の決定（以下「調定」という。）を行わ</p>

	<p>なければならない。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる収入金以外の収入金の調定（以下「一般調定」という。）</p> <p>(2) 令第154条第2項に規定する納入の通知を必要としない収入金及び同条第3項ただし書に規定する納入通知書によりがたい収入金の調定（以下「払込調定」という。）</p> <p>(3) 公金振替による収入金の調定（以下「公金振替調定」という。）</p>
<p>債 権 整 理 簿</p>	<p>債権整理簿とは、誤払金等に係る返納金の債権を除き、県のすべての債権について、当該債権が発生してから調定するまでの管理を行うための帳簿です。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第168条 収支等命令者は、その所掌に属する債権が発生し、及び県に帰属した場合は、債権整理簿に記入しなければならない。ただし、債権発生と同時に調定及び戻入の手続を行う債権については、この限りでない。</p>
<p>領 収 証 書</p>	<p>領収証書とは、納入義務者から諸収入金を収納したときに、収納の証明として納入義務者に対して交付する書類をいいます。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第47条 会計管理者、出納員又は経理員は、納入通知書等又は返納通知書等によらない諸収入金（マルチペイメントネットワークによるものを除く。）を収納したときは、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>3 第1項の場合において、出納員（委任出納員である者を除く。以下この項において同じ。）又は経理員が収納したときは、直ちに、当該諸収入金を会計管理者又は委任出納員に引き継ぎ、第1項の規定により交付した領収証書の原符又は収納金額を確認することができる書面に現金領収日付印を受けなければならない。</p>
<p>支 出 負 担 行 為</p>	<p>支出負担行為とは、予算に基づいてなされる支出の原因となる契約その他の行為です。すなわち普通地方公共団体が、支払いの義務を負う予算の執行の第1段階の行為をいうもので、次のような決定行為等が含まれています。</p> <p>工事、製造等の請負契約又は物品の購入契約のような</p>

	<p>債務を負担する行為 補助金の交付の決定行為 普通地方公共団体の不法行為に基づく損害賠償金の支出の決定行為 給与その他の給付の支出の決定行為</p> <p>地方自治法 第 232 条の 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。</p>
<p>随 意 契 約</p>	<p>随意契約とは、入札やせりのような競争によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選定して締結する契約方法をいい、次の要件に該当する場合に限られています。</p> <p>地方自治法施行令 第 167 条の 2 売買、賃借、請負その他の契約で、その予定価格が規則で定める範囲を超えないものをするとき その性質又は目的が競争入札に適しない契約を締結するとき 社会福祉施設等からの物品の買入等をするとき 認定業者開発の新製品の買入をするとき 緊急の必要により競争入札に付することができないとき 競争入札に付することが不利と認められるとき 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき 競争入札に対し入札者がいないとき、又は再度の入札に対し落札者がいないとき 落札者が契約を締結しないとき</p>
<p>最低制限価格</p>	<p>最低制限価格とは、競争入札により工事又は製造等の請負契約を行う際に、契約の内容に適合した履行を確保するために設けるものです。</p> <p>佐賀県財務規則 第 107 条 収支等命令者は、一般競争入札及び指名競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範</p>

	<p>圏内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。</p>
<p>入札保証金</p>	<p>入札保証金とは、入札に参加しようとする者が見積る契約金額の100分の5以上に相当する金額の保証金のことをいいます。</p> <p>地方自治法施行令 第167条の7 普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。</p> <p>佐賀県財務規則 第103条 収支等命令者は、一般競争入札、指名競争入札及び競り売り（以下「競争」という。）を行うときは、競争に参加しようとする者に当該参加しようとする者が見積る契約金額の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納入させなければならない。（以下条文略）</p>
<p>契約保証金</p>	<p>契約保証金とは、普通地方公共団体が契約する際に、契約の相手方が、契約上の義務を履行しない場合の損失の発生に備え、契約締結前に契約の相手方から預かる保証金をいいます。契約履行後は契約の相手方に返還され、また、契約上の義務を履行しないときは、当該普通地方公共団体に帰属することになります。</p> <p>地方自治法 第234条の2 2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。</p> <p>佐賀県財務規則 第115条 収支等命令者は、契約をするときは、契約の相手方に対し、当該契約に係る金額の100分の10以上に相</p>

	<p>当する額の契約保証金を納付させなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りではない。</p> <p>2 収支等命令者は、前項の規定により契約保証金を納付させるときは、契約締結の際に納付し、契約履行後一定の期間内に返還する旨及び利息を付けない旨を契約しなければならない。</p>
<p>仕 様 書</p>	<p>仕様書とは、工事や業務委託等の契約を締結する際に添付する設計図書の一部で、契約書の内容を補完するものです。</p> <p>仕様書には、共通仕様書とそれを補足する特記仕様書があります。</p> <p>例えば、工事における共通仕様書には、作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成されています。</p> <p>また、特記仕様書では、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を求めています。</p>
<p>工 事 打 合 簿</p>	<p>工事打合簿とは、工事や設計委託業務等において、現場の状況等により受注者が契約内容どおりに業務を遂行できない場合に、発注者側と受注者側が事前に協議を行うことで、契約内容の変更を確認したことを証する書面です。</p> <p>この書面に基づき、後日、変更契約を締結することとなります。</p> <p>請負工事及び委託業務における設計変更の取扱要領</p> <p>[2]（変更に係る協議及び指示）</p> <p>請負工事及び委託業務において、金額の大きな増工、廃工、手戻り、重大な工法の変更や隣接しない工区を追加する場合などの設計変更が生じた都度、監督員は、所長と協議し、その結果により変更指示を行うことを原則とする。</p> <p>なお、本庁と協議を要するものについては、変更協議の承認を受けて変更指示を行うこと。</p> <p>1 金額の大きな変更が生じた都度、所長は変更内容を把握すること。</p> <p>2 金額の大きな増工、廃工、手戻りなどは、所長、副所長、課長（最上位監督員が主任監督の場合）との協議結果を踏まえ、監督員が工事打合簿（指示）に決裁し、請負者及び受託者に変更指示を行う。</p> <p>3 監督員は、その変更内容が予算の範囲内で処置できることを確認したうえ、工事打合簿（指示）に図面及び仕様書</p>

	<p>等を添付して請負者及び受託者に指示する。</p> <p>4 変更指示を行ったときは、請負者及び受託者より工事打合簿（承諾）を提出させる。</p>
財務経営システム	<p>財務経営システムとは、業務効率化と予算執行管理の強化を図ることを目的とした、予算編成から歳入執行、歳出執行、決算管理、決算統計までの統一的な管理及び、備品、公有財産、固定資産管理を行うシステムで、平成 24 年度予算から運用されています。</p>
財 産 台 帳	<p>財産台帳とは、県が保有する土地建物等の公有財産を管理する帳簿のことで、財務経営システムにより管理しています。</p> <p>佐賀県公有財産規則</p> <p>第 34 条 財産管理者は、次の各号に掲げる財産について、それぞれ当該各号に掲げる様式により財産台帳及び履歴台帳を備え、常に財産の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(1) 土地 別記様式第 23 号の 1 及び様式第 23 号の 2</p> <p>(2) 建物 別記様式第 23 号の 3 及び様式第 23 号の 4</p> <p>(3) 工作物 別記様式第 23 号の 5 及び様式第 23 号の 6</p> <p>(4) 立木 別記様式第 23 号の 7 及び様式第 23 号の 8</p> <p>(5) 船舶 別記様式第 23 号の 9 及び様式第 23 号の 10</p> <p>(6) 用益物権 別記様式第 23 号の 11 及び様式第 23 号の 12</p> <p>(7) 無体財産権 別記様式第 23 号の 13 及び様式第 23 号の 14</p> <p>(8) 有価証券その他 別記様式第 23 号の 15 及び様式第 23 号の 16</p>
工 作 物	<p>工作物とは、佐賀県公有財産規則で分類されている区分で、発電設備、冷暖房装置等が該当します。</p>
重 要 物 品	<p>重要物品とは、県が保有する物品のうち、備品の中で、特に管理を厳重に行うものをいいます。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第 143 条 物品は、その性質、形状等により次の各号に掲げるところにより区分し、その意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

	<p>(1) 備品 性質及び形状を変えことなく比較的長期間の使用又は保存に耐えられる物品</p> <p>(2) 消耗品 その性質が使用することによって消費され、又は長期間の使用に耐えられない物品(試験、研究、実習等の用に供される動物を含む。)</p> <p>(3) 生産品 県において生産又は製造した物品</p> <p>(4) 不用品 不用の決定をした物品</p> <p>第 144 条 前条第 1 項第 1 号に規定する備品のうち次に掲げる物品は、重要物品とする。</p> <p>(1) 道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)別表第 1 に掲げる自動車のうち、普通自動車、小型自動車(三輪自動車及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)及び大型特殊自動車</p> <p>(2) 前各号に掲げるもののほか、1 品の取得価格又は取得評価額が 100 万円以上の物品</p>
<p>需用品等出納・供用簿</p>	<p>需用品等出納・供用簿とは、消耗品のうち、受入後直ちに交付する軽易な物品等以外のものについて、受入、保管や払出について記録する帳簿です。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第 146 条</p> <p>4 委任出納員又は物品出納員は、第 1 項の規定による送付又は前項の規定による通知を受けたときは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に掲げる帳簿(次項において「出納簿」という。)に記入し、通知書等と照合のうえ、物品を受け入れなければならない。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる帳簿については、法令その他の規程により別に定める帳簿への記入をもって、それぞれ第 1 号又は第 2 号に掲げる帳簿への記入に代えることができる。</p> <p>(1) 備品 備品出納・管理簿</p> <p>(2) 消耗品 需用品等出納・供用簿</p> <p>(3) 生産品 生産品出納・処分簿</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、出納簿への記帳を省略することができる。</p> <p>(1) 官報、公報、新聞、雑誌その他これらに類する物品</p> <p>(2) 贈与又は扶助の目的で購入し、直ちに払い出す物品</p> <p>(3) 受入後直ちに交付する軽易な物品(郵便切手類、薬品類、肥飼料及び原材料品を除く。)</p> <p>第 149 条</p> <p>物品管理員は、供用(自己の管理に係る物品を自己の所属する本庁等の各課又はかいの職員に使用させるための交付をいう。以下同じ。)をするとき、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に掲げる帳簿(以下この条において「管理簿等」という。)に必要な事項を記入しなければならない。</p>

	<p>(1) 備品 備品出納・管理簿 (2) 生產品 生產品出納・処分簿 (3) 消耗品 需用品等出納・供用簿</p> <p>3 次に掲げる物品の供用を受けた職員は、管理簿等に準じて作成した補助簿に、当該物品の使用状況を記入しなければならない。</p> <p>(1) 一定期間の使用量を見込んで多量に供用をされた物品 (2) 前号に掲げるもののほか、物品管理員から特に指定された物品</p>
<p>委任出納員</p>	<p>委任出納員とは、会計管理者の委任を受けて、会計管理者の権限の全部又は一部を行うかいの出納員をいいます。 (主に総務課長)</p> <p>佐賀県財務規則 第2条第10号 委任出納員 会計管理者の委任を受けて、会計管理者の権限の全部又は一部を行うかいの出納員をいう。</p>
<p>経理員</p>	<p>経理員とは、会計管理者又は出納員の命を受けて、現金や物品の出納など会計管理者又は出納員の事務を補助執行する職員をいいます。</p> <p>佐賀県財務規則 第9条 会計管理者の事務を補助させるため、出納員及び経理員を置く。</p> <p>第14条 本庁等の各課及びかいにおいては、特に任命する者のほか、次に掲げる者は、経理員に任命されたものとする。この場合において、知事の補助機関である職員以外の職員で、経理員に任命された者は、知事の補助機関である職員に併任されたものとする。</p> <p>(1) 庶務に従事する職員 (2) 出納局の職員 (3) 生產品の販売を担当する職員</p>
<p>かい</p>	<p>現地機関のうち、出納その他の会計事務をつかさどることができる機関として指定されたものをいいます。</p> <p>佐賀県財務規則 第2条第7号 かい 本庁等以外に設けられた行政機関、公の施設等(以下「現</p>

	地機関等」という。)のうち、知事が公示して指定するものをいう。
--	---------------------------------

(注)関係条文を一部抜粋